2026年10月 発行

ほくほくフィナンシャルグループ
Hokuhoku Financial Group, Inc.

海外事務所レポート



「中国対外貿易法」の改正について

北陸銀行 法人ソリューション部
上海駐在員事務所
陳　潔

１．はじめに

2025年末に「中華人民共和国対外貿易法」の改正法が公布され、2026年3月1日から施行されました。1994年に制定され、2004年の全面改正以来、約20年ぶりの大幅な見直しとなります。中国に所在する企業および取引を行う海外企業にとって、新法は事業機会を広げるためのルールであると同時に、慎重な対応が求められる「越えてはならない一線」でもあります。今回は、主な改正ポイントや留意点についてご説明いたします。

２．改正における主な制度変更

今回の改正では、中国の対外貿易制度をより開放的かつ柔軟なものとする取り組みが盛り込まれています。さらに、国家の安全や産業上の利益を守るため、規制や企業責任の範囲も明確化されています。

主な変更点は、次の通りです。

【表1】「対外貿易法」改正ポイント（5大制度革新）

	制度変更	詳細
1	クロスボーダーサービス貿易の「ネガティブリスト」導入	リストに掲載された禁止・制限対象を除き、海外企業は個別の承認を毎回受けることなく、自由にサービスを提供することができる。
2	対抗措置の法制化	国外の個人または組織が、中国の主権、安全、発展の利益を損なった場合や、中国企業・中国公民を差別した場合、中国は輸出入の禁止・制限などの対抗措置を講じることができる。
3	知的財産権の保護強化	対外貿易における知的財産権の保護を強化し、知的財産権を侵害する貨物については輸入禁止措置が講じることができる。
4	「デジタル貿易」と「グリーン貿易」の促進	電子船荷証券や電子署名などの活用を促進するとともに、低炭素製品や新エネルギー・環境保護関連製品の輸出入を奨励する。
5	加工貿易の柔軟化	一定の条件を満たす加工貿易貨物について、再輸出できない場合に国内販売へ切り替えることが認められる。ただし、割当、関税などの手続きを行う必要がある。

（君澤君弁護士事務所の情報より上海事務所作成）

特に後半の3項目のように、企業活動に直接影響する重要な事項も含まれています。

①知的財産権保護の体系的強化（第32-33条）

対外貿易においてのみならず、中国企業が海外で保有する知的財産権の保護についても国が支援する方針が示されています。企業は、国家知的財産権局や商務部が設ける権利保護支援情報プラットフォームにも注意を払う必要があります。

②デジタル貿易・グリーン貿易の法制化（第60-61条）

デジタル技術を活用した貿易取引の法的基盤が整備され、貿易手続きの利便化が期待されます。国は、グリーン貿易を国家奨励の重点分野に掲げており、新エネルギー・省エネルギー・環境保護関連製品を取り扱う企業にとっては、事業拡大のチャンスとなる可能性があります。ただし、カーボンフットプリントやエネルギー効率基準などのコンプライアンス要件をあらかじめ確認しておくことが重要です。

③加工貿易と適合性評価制度（第23-24条）

再輸出できない加工貿易貨物は、法令に従って国内販売へ切り替えることが可能になります。加工貿易企業にとっては、在庫などの扱いに関する柔軟性が高まる一方、切替えに伴う関税、割当、許可等の手続きが必要になるため注意が必要です。また、輸出入商品の認証、検査、検疫など、商品適合性評価に関する制度についても、法令に従い適切に対応しなければなりません。

３．企業に求められる対応

（１）企業の「責任」と「処分」の強化

今回の改正では、違反行為を行った企業だけでなく、取引を支援した第三者にも責任が及ぶ可能性があります。企業は、自社の業務だけでなく、取引先や委託先を含めた貿易取引全体を管理する体制が求められます。

【表2】「対外貿易法」改正ポイント（5大責任強化）

	強化される責任	詳細
1	全チェーン監督管理	監督管理の対象が、取引主体だけでなく、プラットフォーム、物流、決済機関などの支援主体にまで拡大される。対抗措置の回避を目的として何らかの協力を行った場合にも、法的責任を問われる可能性がある。
2	連合制裁	一か所でも違法行為が認定された場合、税関手続、外貨決済・受取など、他の関連分野にも制限が及ぶ。
3	処罰の厳格化	違法所得が50万元を超える場合、違法所得の没収に加え、最高で違法所得の5倍の罰金、さらに1年以上5年以下の業務従事禁止が科される。違法所得が50万元未満の場合も、最高50万元の罰金が科される。
4	刑事責任との連携	外貨の不正取得、密輸、知的財産権侵害などの行為は、刑事責任を問われる可能性がある。
5	個人情報保護の強化	対外貿易主管部門の職員は、調査の過程で知り得た企業秘密、個人情報等を漏らしたり、他人に提供したりしてはならない。

（君澤君弁護士事務所の情報より上海事務所作成）

（２）能動的なコンプライアンス管理体制の確立

企業は、法令違反が発生した後に対応するのではなく、日常業務の中に貿易コンプライアンスを組み込み、管理体制を構築しておくことが重要です。

【表3】コンプライアンス管理体制の整備

	対策	詳細
1	法令調査	新法および関連法規（クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト、加工貿易禁止類目録、対抗措置リスト等）を整理する。
2	自社業務との照合	貨物輸出入、技術輸出入、サービス貿易など、自社の事業内容と法令リストを照合する。
3	高リスク分野の特定	データの越境移転、特定の国・地域との取引、規制対象となる企業・個人との取引などを確認し、具体的な管理措置を定める。
4	政策追跡メカニズム	商務部の貿易政策コンプライアンス関連情報などを活用し、ネガティブリストや対抗措置リストの更新を継続的に行うとともに、主要貿易相手国の法令・規制にも注視する。
5	定期的内部監査	四半期ごとなど定期的にコンプライアンス監査を実施し、対抗措置の回避、データの越境、技術輸出入の届出など、リスクの高い事項を重点的に検査する。
6	緊急時対応マニュアルの整備	「貿易コンプライアンス緊急時対応マニュアル」を作成し、規制当局からの照会、調査、処分などへの対応に備える。

（君澤君弁護士事務所の情報より上海事務所作成）

４．おわりに

対外貿易法の改正は、中国の対外貿易管理が、「ルール主導」、「安全優先」、「コンプライアンス重視」の方向へ進んでいることを示しています。中国で事業を展開する日系企業にとっては、取引の相手方や貨物だけでなく、物流、決済、データ管理など、貿易に関わる一連の業務を対象としたコンプライアンス体制の整備が今後ますます重要になります。具体的な内容や手続きについては、最新の法令、関連規則および当局の運用をご確認の上、必要に応じて専門家へご相談ください。

＜ご注意＞
文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容についてはご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

発行：北陸銀行 法人ソリューション部 グローバルビジネス推進室
〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26 TEL（076）423-7111